

「特別職の期末手当、議会の政務活動費を減額します」

令和2年11月24日

報道資料概要

千早赤阪村では、新型コロナウイルス感染症対策事業の財源に充てるため、12月に支給する特別職の期末手当を減額します。

また、千早赤阪村議会では、10月から来年3月までの政務活動費6ヶ月分、合計63万円（1人当たり9万円）を減額します。

令和2年第4回千早赤阪村議会定例会に、村長、副村長及び教育長の期末手当の特例に関する条例案と補正予算案を提出予定です。

【減額率】

村長 30%
教育長 10%

【影響額】

村長 36万2043円
教育長 14万4818円
合計 50万6861円

(※ 金額は人事院勧告反映後)

(※ 副村長は不在、村長は7月16日就任のため6割支給)

南本村長のコメント

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ、住民と痛みを分かち合い、各種対策事業の財源に充てたい。」

<問い合わせ>

千早赤阪村 電話 0721(72)0081

○人事財政課 中野(内線210)

○議会事務局 植木(内線501)